

食品営業許可申請手続きについて

許可が必要な業種

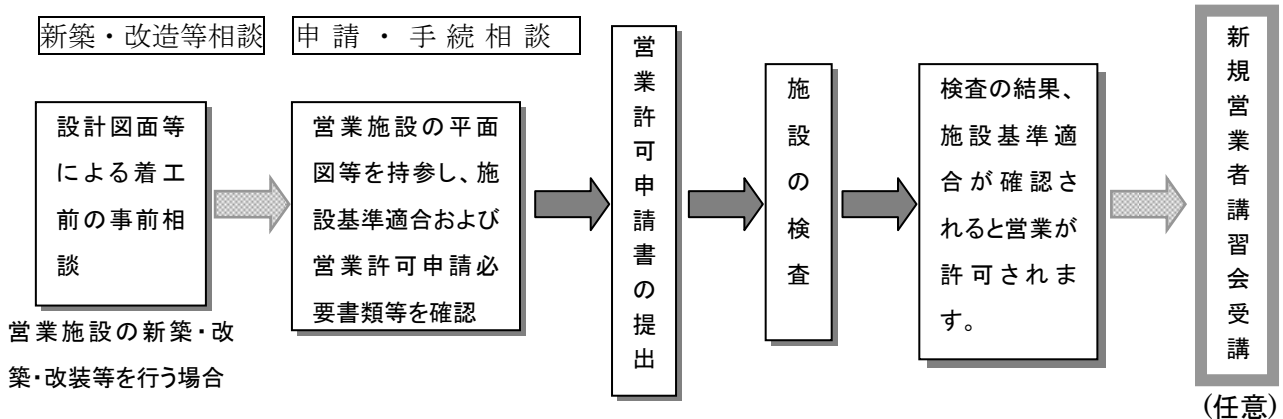
食品衛生法および食品衛生に関する条例(長野県条例)の規定により、下記の営業を行うときは、保健所長の許可を受ける必要があります。

- ・飲食店営業
- ・喫茶店営業
- ・菓子製造業
- ・あん類製造業
- ・アイスクリーム類製造業
- ・乳処理業
- ・特別牛乳さく取処理業
- ・乳製品製造業
- ・集乳業
- ・乳類販売業
- ・食肉処理業
- ・食肉販売業
- ・食肉製品製造業
- ・魚介類販売業
- ・魚介類せり売営業
- ・魚肉ねり製品製造業
- ・食品の冷凍又は冷蔵業
- ・食品の放射線照射業
- ・清涼飲料水製造業
- ・乳酸菌飲料製造業
- ・氷雪製造業
- ・氷雪販売業
- ・食用油脂製造業
- ・マーガリン又はショートニング製造業
- ・みそ製造業
- ・しょう油製造業
- ・ソース類製造業
- ・酒類製造業
- ・豆腐製造業
- ・納豆製造業
- ・めん類製造業
- ・そうざい製造業
- ・かん詰又はびん詰食品製造業
- ・添加物製造業
- ・つけ物製造業
- ・水産加工食品販売業
- ・魚介類行商

許可を受けるための要件

許可を受けるためには、営業の施設が県知事の定める基準(食品衛生法施行条例、食品衛生に関する条例施行規則)を満たす必要があります。

営業許可を受ける手順



申請・手続相談

- 営業開始の約2週間前までに営業施設の平面図等を保健所へ持参し、施設が基準に適合するか否か事前にご相談ください。その際、申請に必要な書類および申請手数料等についても確認してください。

営業許可申請書の提出

- 申請に必要な書類等
 - 1 営業許可申請書 営業設備の大要及び平面図面を添付。(申請用紙に直接記入する場合を除く)
 - 2 手数料 業種によって異なるため、係員にお尋ねください。
 - 3 印鑑 法人にあっては代表者印が必要(印鑑の持ち出しができない場合は、あらかじめ申請書に押印し持参してください。)
 - 4 上記の他に次の事項が確認できる書類等

確認事項	確認できる書類等
<input type="checkbox"/> 従事者(パート、アルバイトを含む)全員の検便の実施	従事者(パート、アルバイトを含む)全員の検便検査成績書等
<input type="checkbox"/> 水質検査の結果(水道水以外の水を使用する場合)	水質検査結果書等
<input type="checkbox"/> 食品衛生推進員による助言(任意)	食品衛生助言指導報告書
<input type="checkbox"/> 法人が申請する場合	登記事項証明書(発行の日から6ヶ月以内のもの)
<input type="checkbox"/> 自動販売機の場合は仕様等	機器のカタログ、仕様書等
<input type="checkbox"/> 営業所の場所	地図等

食品衛生責任者選任届

- 営業施設または部門ごとに従事者の中から下記の資格のある人を選任してください。
 - ◇調理師 ◇製菓衛生師 ◇栄養士 ◇養成講習を終了した者 等
- ※選任届には上記資格証の写しを添付してください

施設の検査

- 検査には営業者または責任者が立ち会ってください。
- 営業施設の基準に適合しない場合は許可になりませんので、不適合部分を改善し再検査を受けていただくことになります。なお保健所では、営業許可申請書の提出前に食品衛生推進員の助言を受けていただくことをおすすめしています。食品衛生推進員は保健所にお問い合わせください。

営業許可

- 施設検査の結果、基準に適合していることが確認された後に、許可指令書の交付となります。(交付までには数日かかりますので、交付日等については保健所にお問い合わせください。)
- 新規営業者講習会(日程は保健所で確認をお願いします)を開催していますので、新たに営業許可を受けた方は出席をお願いします。

営業開始するにあたり必要な備品の例

- ◇食品衛生自主管理手帳 ◇管理運営要領 ◇手指消毒装置 ◇手指消毒液 ◇室内温湿度計
- ◇隔測温度計(冷蔵庫に設置) ◇塩素消毒液 ◇残留塩素測定器(水道水以外の水を使用する場合)等